

素顔のBRICsプラス

社団法人ロシアNIS貿易会・ロシアNIS経済研究所 次長 服部倫卓

ロシアの経済特区の現状

特区制度の概要

私の所属するロシアNIS貿易会では、今年度、ロシアの経済特区に関する調査事業を実施しています。先日、ロシアに出張して、現地調査を行ってきました。そこで今回は、ロシア経済特区制度の概要とその進捗状況につき、簡単に述べてみたいと思います。

ロシアでは、2005年7月に連邦法「特別経済区について」が成立しました。1990年代に経済特区が無秩序に乱立していた経緯こそあるものの、同国で特区に関する統一的なルールが制定されるのは、実はこれが初めてでした。この法律により、「工業生産特区」と「技術導入特区」という、2つのタイプの経済特区を創設することがうたわれました。工場で生産活動を行うのが前者であり、後者では研究開発のみが行われます。その後、「観光リクリエーション特区」、「港湾特区」という2つの枠組みが加わり、現在に至っています。

経済特区は、保税地域になっています。経済特区に入居した企業が、機械設備や原材料を輸入する際には、関税や付加価値税が課せられません(特区外に製品を出荷する際には課税されますが)。これ以外にも、細々とした税制優遇措置があります。

特区の進捗状況

2005年11月に、工業生産特区と技術導入特区の設置場所が具体的に決まりました。工業生産特区は、リペツク州グリヤジ地区とタタルスタン共和国エラブガ地区の2箇所。技術導入特区は、サンクトペテルブルグ市、モスクワ市ゼレノグラード区、モスクワ州ドゥブナ市、トムスク州トムスク市の4箇所でした。当初、さらに数箇所の工業生産および技術導入特区を設置すると言われていたものの、現在のところ実現していません。

一方、観光リクリエーション特区は、現在7箇所に設置されています。港湾特区は、2箇所の設置が決まっているものの、準備作業が遅れてまだ稼動していません。

2009年末現在、工業生産特区、技術導入特区、観光リクリエーション特区に、207社の企業が入居しているとのことです。実は、ロシアの経済特区は必ずしも外資の導入を前提としたものではなく、大半の企業はロシア資本です。外国資本が参加している企業は25社であり、出資国は18カ国となっています。

日本勢では、横浜ゴムがリペツク州の特区に進出し、タイヤ工場を建設する準備を進めているところです。また、いすゞおよび双日現地資本と合弁企業を設立し、エラブガの特区でいすゞブランドのトラックを生産しています。

特区の真のメリットは

中国などの経験に照らしてみても、一般に経済特区に進出するメリットは、税制等の制度面にあると言えるでしょう。ところが、ロシアでは必ずしもそうではありません。とくに、ロシアで自社工場を建設しようとする、適切な用地を確保し、許認可手続きをクリアすることの方が、はるかに大きな問題となります。

その点、経済特区では、連邦政府と地元行政府が財政資金を投入して、整地や、電力・水道・ガス等のインフラ整備を最優先で実施してくれることになっています。横浜ゴムの幹部に、リペツク特区への進出を決めた理由を尋ねたところ、「充実したインフラに尽きる」とのことでした。また、特区内には投資家向けのワンストップサービス窓口が設けられており、これもロシアにあっては画期的なことです。

※当資料中の第三者のコメントは著者個人の見解であり、当社の運用方針・投資判断とは何ら関係がありません。また、その内容の正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。

ファンドお申込情報

- 向こう3ヶ月間のお申込休止日：ありません。尚、次回の休止日は4月2日(金)です。
- ※お申込休止日は、フランクフルト証券取引所またはフランクフルトの銀行の休業日です。